

大津市

高齢者虐待防止・対応の手引き



平成 18 年 4 月 1 日より「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されています。

高齢者虐待防止法は、「高齢者の権利・利益の擁護」「高齢者に対する保護の措置」「養護者の支援の措置」を目的としています。

大津市健康福祉部長寿福祉課
令和7年4月

はじめに

平成23年12月、厚生労働省より「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」が公表されました。本市においても高齢者虐待に関する相談・通報は年々増加傾向にあり、平成23年度から専門的知識を有する第三者機関を交えた「大津市高齢者虐待対応検討会議」を定例開催し、適切な対応となるよう検討を重ねています。

高齢者虐待は、養護者の献身的な介護の末の疲れによる場合などもあり、全てが虐待を行っている養護者自身にのみ因るものではないので、犯人探しを行い虐待者を排除することをもって解決を目指すのではなく、養護者を含めた家族への支援を行うこととしています。高齢者にとっても、養護者にとっても、早い解決が望ましく、出来るだけ早い段階で対応を開始できることが重要です。

これらのことを踏まえ、このたびケアマネジャー、訪問系サービス事業所、通所系・短期入所系サービス事業所向け「高齢者虐待防止・対応の手引き」を作成しました。この手引きを多くのサービス事業所の方にご理解いただき、高齢者虐待の早期対応につなげていきたいと考えています。

備考

平成24年4月

(平成26年4月・平成27年4月・平成30年4月・令和元年7月・令和6年4月・令和7年4月一部変更・加筆)

大津市長寿福祉課

*大津市では、地域包括支援センターの愛称を、「あんしん長寿相談所」としています。

《 目 次 》

I. 高齢者虐待について

- 1. 高齢者虐待防止法の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 2. 高齢者虐待の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 3. 高齢者虐待の主な種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 4. 高齢者虐待が起こる要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 5. 早期発見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 6. 通報義務と努力義務について・・・・・・・・・・・・・・・・P9
- 7. 通報者の保護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

II. 高齢者虐待の対応について

- 1. 高齢者虐待の相談があった時の大津市の対応・・・・・・・・P11
- 2. 高齢者虐待予防や、早期発見、早期解消に向けたネットワーク・・・P12

I 高齢者虐待について

1. 高齢者虐待防止法の目的・・・【法第1条】

- 高齢者の権利・利益の擁護
高齢者の権利や利益を守ります。
- 高齢者に対する保護の措置
虐待を受けた高齢者を保護します。
- 養護者の支援の措置
養護者の負担の軽減を図るなど、高齢者虐待の防止のために養護者を支援します。

※高齢者虐待防止法は、虐待をした人を罰するなど、取り締まることが目的の法律ではありません。

～高齢者虐待防止法 第1条～

(目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2. 高齢者虐待の定義・・・【法第2条】

高齢者虐待防止法における主な定義については次の通りです。

- (1) 「高齢者」とは65歳以上の者
- (2) 「養護者」とは、「高齢者を現に養護するものであって要介護施設従事者等以外のもの」とされており、同居や別居を問わず、直接的な介護だけでなく何らかの世話をしている人。
- (3) 高齢者虐待は2つに区分されています
 - ①養護者による高齢者虐待【法第2条第4項】
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待【法第2条第5項】
養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する職員。

〔高齢者虐待防止法に定める「要介護施設従事者等」の範囲〕

区分	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の（※）業務に従事する者
介護保険法	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

（※）業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条）。

3. 高齢者虐待の主な種類（5つの類型）【法第2条の4】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

《具体例》

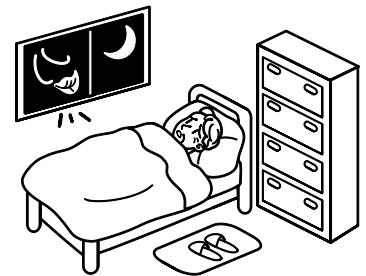
- ・ たたく、つねる、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる
- ・ ベッドに縛り付ける、部屋に閉じ込める

介護や世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置など、介護を著しく怠ること

《具体例》

- ・ 食事、入浴、洗髪、おむつ交換などの世話をしない
- ・ 掃除、温度調整などの住環境を整えない
- ・ 必要とする医療、介護サービスを制限する、使わせない



心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しい拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

《具体例》

- ・ 怒鳴る、ののしる、脅す
- ・ 子ども扱いする
- ・ 話しかけられても無視する



性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること

《具体例》

- ・ 性器への接触など、わいせつな行為を強要する
- ・ 排泄の失敗などに対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する

経済的虐待

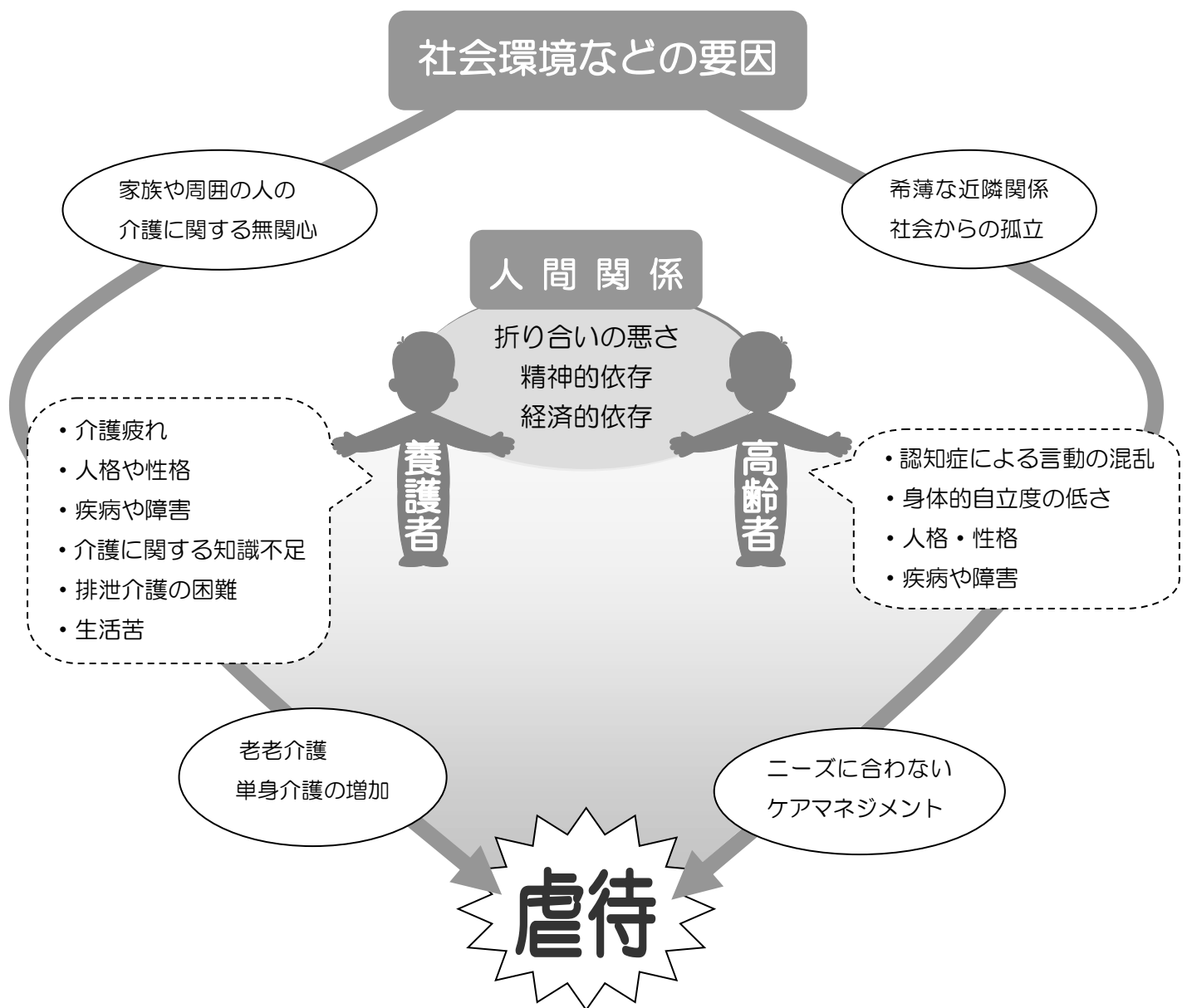
高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

《具体例》

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・ 本人の年金や預金、不動産などを本人の意思・利益に反して使用・処分する

4. 高齢者虐待が起こる要因

高齢者虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的要因などさまざまな要因が重なり合って起こると考えられます。各関係機関や地域住民などは、高齢者や養護者の心身状況や生活状況に気を配りながら、支援や見守りをしていくことが大切です。



5. 早期発見について・・・【法第5条】

高齢者虐待防止法においては、高齢者虐待を防止のために、医療や高齢者福祉の関係者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めることが規定されています。

～高齢者虐待防止法 第5条～

(高齢者虐待の早期発見等)

- 1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

高齢者虐待の特徴として、次のようなことがあります。



- ・ 家庭のことを外に知られたくないという思いや、高齢者の外出機会の減少により、高齢者・養護者が孤立しやすく、第三者から見えにくい。
- ・ 高齢者も養護者も、行為を虐待として自覚していないことが多い。
- ・ 虐待されていても養護者をかばったり、その人の介護に依存せざるを得ないため、事実を訴えにくい。

一般に高齢者虐待は家庭という閉鎖性の高い場で起こるため、発見が遅れがちになってしまいます。

虐待は決して許されるべき行為ではありませんが、過度の精神的負担や経済的困窮など様々な要因が絡み合って起こってしまい、自責の念に駆られている養護者もいるでしょう。心身ともに追い詰められている高齢者の早期発見や養護者への支援が必要です。

関係機関や地域住民など、高齢者や養護者と接する機会が多い人は、高齢者虐待の特徴を認識したり、日頃から小さなサインを見逃さないよう、気づきの視点を意識しておくことが大切です。

養護者が虐待を自覚しているかどうかに関わらず、高齢者虐待が疑われる時は、あんしん長寿相談所へご相談ください。

● 気づきの視点 ～主なサイン～

☆からだについて

- ☐ 小さな傷が頻繁にみられる。
- ☐ 通常ではあり得ない場所にアザや傷、火傷の跡などがある。
- ☐ 傷やアザの説明のつじつまが合わない。
- ☐ 衣服や身体が汚れたままになっていたり、身体から異臭がする。
- ☐ 不自然な体重の増減がある。
- ☐ 不眠や不規則な睡眠(悪夢や眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)の訴えがある。



☆こころ・態度について

- ☐ 急におびえたり、怖がったりする。
- ☐ 無力感やあきらめ、投げやりな様子がみられる。
- ☐ しっかりしているのに、話す内容が変化してつじつまが合わない。
- ☐ 家族のいるところ、いないところで態度が異なる。
- ☐ 人目を避けたがる。

☆家庭について

- ☐ 屋内が極めて不衛生であったり、ゴミの散乱や異臭がする。
- ☐ 自宅から怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- ☐ 電気、水道、ガスが止められていたり、新聞、家賃などの支払いを滞納している。
- ☐ 近所づきあいがなく、訪問しても会えない、または嫌がられる。



☆お金について

- ☐ 年金などの収入があるのに、自由に使えるお金がないと訴える。
- ☐ 経済的に困っていないのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
- ☐ 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳を取られたなどの訴えがある。

☆養護者について

- ☐ 高齢者への態度が冷淡、無関心、支配的、攻撃的である。
- ☐ 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある。
- ☐ 高齢者に乱暴な口のきき方をする。
- ☐ 高齢者に会わせない、高齢者の部屋を見せない。

出典 高島市高齢者虐待防止マニュアル

□にチェックがついた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です。

6. 通報義務と努力義務について・・・【法第7条】

「あれ？おかしいな」といつもと異なる高齢者や養護者の様子に気づいた場合や、「もしかしたら・・・」と高齢者虐待が疑われる場合、どう対応していけばよいのでしょうか？

～高齢者虐待防止法 第7条～

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

まずは、あんしん長寿相談所、長寿福祉課に通報・相談して下さい！

7. 通報者の保護について・・・【法第8条】

通報者の保護・・・通報者のことは一切話しません。

「気になることがあるけれど、市に通報したら個人情報保護法違反になるのでは？」

「通報・相談したら、その後の関係が悪くなるのでは？」

・・・と通報をためらうことはありませんか？

⇒ そのような心配はいりません。ご安心ください。

高齢者虐待防止法では、以下のように通報者の保護が明記されています。

- ① 守秘義務違反などに問われることはありません。
⇒『刑法の秘密漏示罪やその他の守秘義務に関する法律は通報を妨げるものであってはならない』と明記されており、高齢者虐待防止法が優先とされています。
- ② 通報者に関する情報を漏らすことはありません。
⇒『通報・届出を受けた市町村職員は通報・相談をした者を特定させるものを漏らしてはならない』と明記されており、相談をした方のことを話すことはありません。

通報や相談は決して、養護者を責めるためのものではありません。

明らかに虐待であるという確信が持てなくても「おかしいな？」と思われたら、最寄のあんしん長寿相談所もしくは長寿福祉課へご連絡ください。「見たまま・聞いたまま」のことで、結構です。

《あんしん長寿相談所・長寿福祉課 連絡先》【受付時間：平日（月～金）9～17時】
 （比叡あんしん長寿相談所については電話・訪問相談は9～17時、窓口相談は10～17時）
 【平日夜間（17時から翌日9時）及び休日】

大津市代表 電話番号：077-523-1234

※担当部署に連絡が入り対応します。内容によっては開庁時間での対応とさせていただきます。

名称	住所	担当地域	電話番号	FAX
小松あんしん 長寿相談所	南小松90番地 (近江舞子しょうぶ苑併設)	小松・木戸	596-2260 596-2261	596-2262
和邇あんしん 長寿相談所	和邇高城12 (和邇文化センター内)	和邇・小野	594-2660 594-2727	594-4189
真野あんしん 長寿相談所	真野4丁目24-38	葛川・伊香立・ 真野・真野北	573-1521 573-1522	573-1525
堅田あんしん 長寿相談所	本堅田3丁目17-14 (堅田市民センター前)	堅田・仰木・ 仰木の里・仰木の里東	574-1010 574-1080	574-1728
比叡あんしん 長寿相談所	坂本7丁目24-1 (平和堂坂本店3階)	雄琴・坂本・ 日吉台	578-6637 578-6692	578-8120
比叡第二あんしん 長寿相談所	下阪本6-39-23	・下阪本・唐崎	579-5290 579-5291	579-5292
中 あんしん 長寿相談所	浜大津4丁目1-1 (明日都浜大津5階)	藤尾・長等・ 逢坂・中央	528-2003 528-2006	527-3022
中第二あんしん 長寿相談所	南志賀1-7-27	滋賀・ 山中比叡平	521-1471 521-1472	521-1473
膳所あんしん 長寿相談所	膳所2丁目5-5	平野・膳所	522-8867 522-8882	522-1198
晴嵐あんしん 長寿相談所	栗津町1-18	富士見・晴嵐	534-2661 534-2662	534-2664
南 あんしん 長寿相談所	南郷1丁目14-30 (南老人福祉センター内)	石山・南郷・大 石・田上	533-1332 533-1352	534-9256
南第二あんしん 長寿相談所	稲津1丁目17-12	大石・田上	546-6880 546-6881	546-6882
瀬田あんしん 長寿相談所	大江3丁目2-1 (瀬田市民センター内)	瀬田・瀬田南 上田上・青山	545-3918 545-3931	543-4436
瀬田第二あんしん 長寿相談所	大萱六丁目4-16	瀬田北・瀬田東	545-5760 545-5762	545-5820
青山あんしん 長寿相談所	松が丘7-15-1	上田上・青山	549-3195 549-3196	549-3197
大津市役所 長寿福祉課	御陵町3-1		528-2741	526-8382

Ⅱ. 高齢者虐待の対応について



1. 高齢者虐待の相談があった時の大津市の対応

(1) 相談・通報の受付

高齢者虐待の相談や通報を受け付けます。総合相談として受け付けたケースが高齢者虐待の疑いがある場合も含まれます。

(2) 緊急性の判断と協議

相談や通報を受け付けた後、速やかにあんしん長寿相談所所長ならびに担当職員が情報の共有・整理を図り、緊急性の判断および事実確認の方法等を検討します。

(3) 事実確認

相談や通報に基づき、虐待を受けている、またはその疑いがある高齢者（以下『高齢者』という）の安全確認および事実確認のための調査を行います。原則としてあんしん長寿相談所および長寿福祉課の職員が複数で、高齢者に直接会って確認します。

(4) コアメンバー会議

相談や通報を受けた市の責任において『虐待の有無の判断』『緊急性の判断』を行い、その判断に基づき『当面の支援方針』を決定します。

コアメンバー会議は一次と二次に分類され、情報収集・事実確認の段階において虐待事実が疑われるときは一次コアメンバー会議を開催し、緊急性が高く、措置・立入調査等市の権限行使の必要がある場合は二次コアメンバー会議を開催します。

(5) 支援方針に基づいた対応

コアメンバー会議で決定した支援方針に基づき、虐待の早期解消に向けた支援を行います。

また、定期的に訪問を継続し、高齢者と養護者等の状況を確認しながら、各種制度利用や、専門的な支援につなげます。

(6) 支援状況確認会議

対応内容の評価、アセスメントの再実施、支援計画の立案、役割分担・連絡体制の確認等を行います。

(7) 虐待の解消（終結）

虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた後、最終評価をおこない、虐待対応が終了します。

2. 高齢者虐待予防や、早期発見、早期解消に向けたネットワーク

高齢者虐待は、複数の要因が複雑に絡み合って発生し、要因が重なれば重なるほど深刻化しやすく、解決も困難になると考えられます。

高齢者虐待の支援では、早期発見とともに、関係機関や地域住民がチームを組んで役割分担しながら連携することが必要です。高齢者、養護者双方にとって、よりよい方向に進んでいく糸口を見つけることができるように、下記のようなネットワークづくりが重要です。

〔高齢者虐待防止ネットワーク〕

①「早期発見・見守りネットワーク」

住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うもので、重要なのは、この機能が有効に機能するために、市区町村、地域包括支援センター、地域住民等が相互に連携しネットワークを構成する必要があります。この機能を有効に活用し、地域の早期発見・見守りネットワークができることで、地域の孤立しがちな高齢者や家族に対して見守りを続けることができます。また、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、その情報を虐待対応窓口への相談・通報につなげていくことで、問題が深刻化する前に解決することにもつながり、虐待防止となります。なお、地域住民だけでなく、民生委員、社会福祉協議会等の地域にある様々な社会資源との連携やネットワーク作りも重要です。

②「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」

介護保険事業所等から構成され、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。関係者は、日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能としても有効です。

③「関係専門機関介入支援ネットワーク」

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。特に、警察・消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。

これら3つのネットワークが役割を分担し、連携して対応する事によって高齢者虐待を防止したり、問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。